



年休裁判判決に従い要員不足を 解消し時季指定した日に年休を入 れること

会社に団体交渉を申し入れ

年休が入らず失効してしまう事態に対して損害賠償を求めた年休裁判で、東京地方裁判所は3月27日、被告である会社に対して、会社による年休権に係る運用は違法であるとして、原告である組合員に損害賠償金を支払うことを命じる判決を言い渡しました。地本は6月7日会社に判決に基づき直ちに損害賠償金を支払い、要員不足を解消して前月25日までに年休や行路を確定することを求めて団体交渉開催を申し入れました。

申し入れの主旨

1. 判決に基づき、会社は原告である組合員に対して、直ちに損害賠償金を支払うこと。
2. 判決は、時季指定した日の5日前まで時季変更権を行使せず、年休取得の可否を明らかにしないことは債務不履行とした。裁判所の判断に基づき、年休や行路を含めた勤務を前月25日までに確定すること。
3. 判決は、運輸所が恒常的要員不足に陥っていたとし、恒常的要員不足のまま時季変更権を行使したことは債務不履行であると認定した。裁判所の判断に基づき、会社は要員不足を解消し、時季指定した日に年休が取得できるようにすると共に、年休を失効させないこと。
4. 回答は文書で行うこと。